

平成 19 年 7 月 5 日

各 位

会 社 名：株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ  
(コード：4314 大証ヘラクレス)  
代表者名：代表取締役社長 金子 修  
問合せ先：広報 中島 弘樹  
( T E L : 03-6215-9587 )

### 株式会社テーオーシー株式に対する公開買付条件等の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 5 日開催の取締役会において、株式会社テーオーシー（東証 第一部上場コード番号 8841）(以下「対象者」といいます。)の株式を対象として実施している公開買付（以下「本公開買付け」といいます。）に関する公開買付開始公告に係る買付条件等の変更を下記のとおり行なうことを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社が平成 19 年 5 月 21 日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、証券取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書（以下「訂正届出書」といいます。）を平成 19 年 7 月 6 日付で関東財務局に提出いたします。これにより、法第 27 条の 8 第 8 項に従い、買付け等の期間を延長いたしますので、お知らせいたします。

なお、今回の訂正届出書の提出は、関東財務局との協議を踏まえ、対象者の株主の皆様、本公開買付けに関する当社の考え方や、対象者の株主の皆様が本件公開買付け応募するか否かを判断するために必要と思われる情報をより一層明確にすることを目的としております。

#### 記

##### 1. 公開買付けの内容

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 対象者の名称        | 株式会社テーオーシー  |
| (2) 買付け等を行う株券等の種類 | 普通株式  |
| (3) 買付け等の期間       | 平成 19 年 5 月 21 日（月）から<br>(変更後)平成 19 年 7 月 23 日（月）まで（45 営業日） |

##### 2. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

###### 1. 公開買付けの目的

(変更前)

(前略)

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象

者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。特に、対象者の創業者一族及びその関連企業等の大株主が本公開買付けに応募されず、引き続き株券等を保有された場合は、本公開買付けの決済がなされた後の当該事業年度末日における対象者株式の分布状況及び当該事業年度に関する対象者有価証券報告書における対象者株式の分布状況等の記載内容によっては証券取引所の上場廃止事由に該当することが予想されます。したがって、本公開買付けをきっかけとして対象者による証券取引所への上場が廃止された場合は、本公開買付けに応募されない対象者の株主は、その所有する対象者の株式を売却することが困難となる可能性があります。この点につきましては、届出書提出日現在において上場廃止事由に該当するかどうかは不確定であることから、公開買付者は、届出書提出日現在において対象者株式が上場廃止となった場合における具体的な方策等の予定は有しておりません。なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後において、対象者株式を更に取得することにつき具体的な予定を有しておりません。

(変更後)

(前略)

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。一方で、公開買付者は、対象者株式の株主の方々に対して、可能な範囲で広く本公開買付けを通じた対象者株式売却の機会を提供しようと意図していることから、上記買付予定総数を上限とする買付けを予定しております(公開買付者といたしましては、公開買付者の特別関係者の議決権と併せて対象者株式の議決権の過半数を取得することを目標にしていることに加え、対象者株式の買付けに要する資金面での制約もあることから、本公開買付けにおいて対象者株式の全部買付けを行うことは予定しておりません。)。このような状況においては、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。特に、対象者の創業者一族及びその関連企業等の大株主が本公開買付けに応募されず、引き続き株券等を保有された場合は、本公開買付けの決済がなされた後の当該事業年度末日における対象者株式の分布状況及び当該事業年度に関する対象者有価証券報告書における対象者株式の分布状況等の記載内容によっては証券取引所の上場廃止事由に該当することが予想されます。したがって、本公開買付けをきっかけとして対象者による証券取引所への上場が廃止された場合は、本公開買付けに応募されない対象者の株主は、その所有する対象者の株式を売却することが困難となる可能性があります。この点につきましては、届出書提出日現在において上場廃止事由に該当するかどうかは不確定であることから、公開買付者は、届出書提出日現在において対象者株式が上場廃止事由に該当することとなった場合における対象者株式の上場に関する具体的な方策等については決定している事実はございませんが、上場廃止事由に該当することとなった時点以降における判断により、対象者株式の上場を維持するために公開買付者が保有する対象者株式の一部の第三者への売却を行うか、対象者株式の全部取得のために適正な価格にて対象者株式を更に取得する等の必要な措置(少数株主が不当な安値での売却を余儀なくされる買付けの実施は予定しておりません。また、届出書提出日現在においては、合併や株式交換による対象者株式の全部取得に関する具体的な予定はございません。上場廃止事由に該当することとなった時点以

降の判断により、合併や株式交換を実施する可能性はありますが、本公開買付けが成立した場合に公開買付者及びその特別関係者が保有することが見込まれる議決権割合はこれらの手続きについての株主総会で特別決議の可決に必要な三分の二を下回っていることから確実に実施できる見込みは有しておりません。)を採るか、又は仮にいったんは上場廃止になった後に再上場のために第三者割当増資による対象者株式の分布状況の調整等の必要な措置をとる等、対象者株式を保有する株主への影響や公開買付者における経済合理性の観点等を総合的に勘案し、何らかの方策を採ることがあると考えております。本公開買付けの終了後において公開買付者が予定している前述の事業計画(対象者の株主利益を本公開買付け後に大幅に向上させるためのビジョン)につきましては、公開買付者は、対象者株式が上場廃止になるか否かに関わらず、対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益向上の観点からこれを誠実に実施していくことを予定しております。なお、公開買付者は、対象者株式の上場廃止を積極的に望むものではなく、対象者株式の上場を維持しつつ公開買付者の特別関係者の議決権と併せて対象者株式の議決権の過半数を取得することを第一の目標としていることから、届出書提出日現在においては、本公開買付けの終了後において、対象者株式を更に取得することにつき具体的な予定を有しておりませんが、対象者株式が上場廃止事由に該当することとなった場合における対象者株式の売却機会提供の方策の選択肢の一つとして、適正な価格にて対象者株式を更に取得する可能性はあります。なお、その場合においても、前述のとおり、公開買付者は少数株主が不当な安値での売却を余儀なくされる買付けの実施は予定しておりません。

## 2. 公開買付けの内容

### (3) 買付け等の期間

(変更前)

平成 19 年 5 月 21 日(月)から  
平成 19 年 7 月 18 日(水)まで(42 営業日)

(変更後)

平成 19 年 5 月 21 日(月)から  
平成 19 年 7 月 23 日(月)まで(45 営業日)

### (11) 決済の開始日

(変更前)

平成 19 年 8 月 2 日(木曜日)

(変更後)

平成 19 年 8 月 7 日(火曜日)

## 3. 当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の取扱い

当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて売付け等をされた株券等についても、変更後の買付条件等により買付を行いません。

以上